

インドFTA、原産地証明の検証厳格化

～ F T A は諸刃の剣～

2月1日に発表されたインド政府の2020年度予算案の中で、貿易協定の原産地規則に係る運用について、原産地証明の検証を強化する方針が示された。

2020.06.19

アイアイネットワーク株式会社
WWW.IINETWORK.JP

目次

- ・ 2020年度の財政法改正案
- ・ 原産地証明の検証厳格化による輸出者への影響
- ・ 厳格化の背景
- ・ インドの F T A の歴史とマンモハンシン政権
- ・ モディ首相の政策
- ・ Make in India
- ・ RCEP とその後
- ・ 検証厳格化の課題と対応策

2020年度の財政法改正案

2020年度の財政法改正案

https://www.indiabudget.gov.in/finance_bill.php

の第108条で、関税法に

「Administration of rules of origin under Trade Agreement」
（貿易協定における原産地規則の執行）
という章を加えることになりました。
（右が改正案第108条の全文です） →

現行の制度では原産地証明に当たって輸入者には輸出国の認定機関からの原産地証明書を提出することが求められているのみでしたが、今後は原産地証明書を取得しただけでは輸入者としての責務を果たしたことはならず、書類や情報が追加で求められる場合があります。

108. After Chapter VA of the Customs Act, the following Chapter shall be inserted, namely:—
‘CHAPTER VAA ADMINISTRATION OF RULES OF ORIGIN UNDER TRADE AGREEMENT
28DA. (1) An importer making claim for preferential rate of duty, in terms of any trade agreement, shall,—
(i) make a declaration that goods qualify as originating goods for preferential rate of duty under such agreement; (ii) possess sufficient information as regards the manner in which country of origin criteria, including the regional value content and product specific criteria, specified in the rules of origin in the trade agreement, are satisfied; (iii) furnish such information in such manner as may be provided by rules; (iv) exercise reasonable care as to the accuracy and truthfulness of the information furnished.
(2) The fact that the importer has submitted a certificate of origin issued by an Issuing Authority shall not absolve the importer of the responsibility to exercise reasonable care.
(3) Where the proper officer has reasons to believe that country of origin criteria has not been met, he may require the importer to furnish further information, consistent with the trade agreement, in such manner as may be provided by rules. (4) Where importer fails to provide the requisite information for any reason, the proper officer may,— (i) cause further verification consistent with the trade agreement in such manner as may be provided by rules; (ii) pending verification, temporarily suspend the preferential tariff treatment to such goods: Provided that on the basis of the information furnished by the importer or the information available with him or on the relinquishment of the claim for preferential rate of duty by the importer, the Principal Commissioner of Customs or the Commissioner of Customs may, for reasons to be recorded in writing, disallow the claim for preferential rate of duty, without further verification.
(5) Where the preferential rate of duty is suspended under sub-section (4), the proper officer may, on the request of the importer, release the goods subject to furnishing by the importer a security amount equal to the difference between the duty provisionally assessed under section 18 and the preferential duty claimed: Provided that the Principal Commissioner of Customs or the Commissioner of Customs may, instead of security, require the importer to deposit the differential duty amount in the ledger maintained under section 51A.
(6) Upon temporary suspension of preferential tariff treatment, the proper officer shall inform the Issuing Authority of reasons for suspension of preferential tariff treatment, and seek specific information as may be necessary to determine the origin of goods within such time and in such manner as may be provided by rules.
(7) Where, subsequently, the Issuing Authority or exporter or producer, as the case may be, furnishes the specific information within the specified time, the proper officer may, on being satisfied with the information furnished, restore the preferential tariff treatment.
(8) Where the Issuing Authority or exporter or producer, as the case may be, does not furnish information within the specified time or the information furnished by him is not found satisfactory, the proper officer shall disallow the preferential tariff treatment for reasons to be recorded in writing: Provided that in case of receipt of incomplete or non-specific information, the proper officer may send another request to the Issuing Authority stating specifically the shortcoming in the information furnished by such authority, in such circumstances and in such manner as may be provided by rules.
(9) Unless otherwise specified in the trade agreement, any request for verification shall be sent within a period of five years from the date of claim of preferential rate of duty by an importer.
(10) Notwithstanding anything contained in this section, the preferential tariff treatment may be refused without verification in the following circumstances, namely:— (i) the tariff item is not eligible for preferential tariff treatment; (ii) complete description of goods is not contained in the certificate of origin; (iii) any alteration in the certificate of origin is not authenticated by the Issuing Authority; (iv) the certificate of origin is produced after the period of its expiry, and in all such cases, the certificate of origin shall be marked as “INAPPLICABLE”.
(11) Where the verification under this section establishes non-compliance of the imported goods with the country of origin criteria, the proper officer may reject the preferential tariff treatment to the imports of identical goods from the same producer or exporter, unless sufficient information is furnished to show that identical goods meet the country of origin criteria. Explanation.—For the purposes of this Chapter,— (a) “certificate of origin” means a certificate issued in accordance with a trade agreement certifying that the goods fulfill the country of origin criteria and other requirements specified in the said agreement; (b) “identical goods” means goods that are same in all respects with reference to the country of origin criteria under the trade agreement; (c) “Issuing Authority” means any authority designated for the purposes of issuing certificate of origin under a trade agreement; (d) “trade agreement” means an agreement for trade in goods between the Government of India and the Government of a foreign country or territory or economic union.’

(1)情報の保持と注意義務

○貿易協定に基づく特惠税率を申告する輸入者は、製品が当該協定の原産品として適格であることを宣言し、域内原産割合や品目ごとの基準などの原産品であることを示す**十分な情報を保持**しなければならない。また、これらの情報の正確性や真実性について注意義務を持つ。

(2) 税関職員による追加情報請求と特惠税率の停止

○原産地基準を満たしていないと信じるに値する理由がある場合、税関の職員は輸入者に対して**さらなる情報の提出を求める**ことができる。輸入者が必要な情報をなんらかの理由で提供できない場合、職員はさらなる**検証**を行ったり、検証を保留し、**一時的に特惠税率の適用を停止**したりすることができる。

○特惠税率の適用が停止となった場合、税関職員は輸入者からの要望に基づき、一般税率と特惠税率の**差額を担保に物品を引き渡す**。また、税関職員は**保証金として差額の納入**を命ずることができる。

(3) 特惠税率の適用が否認される事例

以下の場合には**検証することなく** 特惠税率の適用を否認することができる。

- ・ 輸入品が特惠税率の対象ではない場合
- ・ 原産地証明書に記載されている情報が不十分である場合
- ・ 原産地証明書の記載内容の変更が証明書の発給当局において認証されていない場合
- ・ 有効期限後に原産地証明書が提出された場合

(4) 原産性が否認された製品と同一製品の輸入にかかる特惠税率の否認

○輸入品が原産基準を満たさないと判断された場合、税関職員は同じ生産者または輸出者からの同種の製品について、十分な情報が提供されない限り特惠税率の適用を否認することができる。

原産地証明の検証厳格化による輸出者への影響

インドの輸入者からコスト情報の開示を要求される恐れあり

2月1日発表の2020年度予算案に、現行は輸入者が原産地証明を提出するだけだったものが、今後は原産品であることを証明する書類や情報を輸入者に追加で求められる場合があるという条項が関税法に加えられると発表がありました。

輸入者は、製品が当該協定の原産品として適格であることを宣言し、域内原産割合や品目ごとの基準などの原産品であることを示す**十分な情報を保持**しなければならない。

十分な情報？



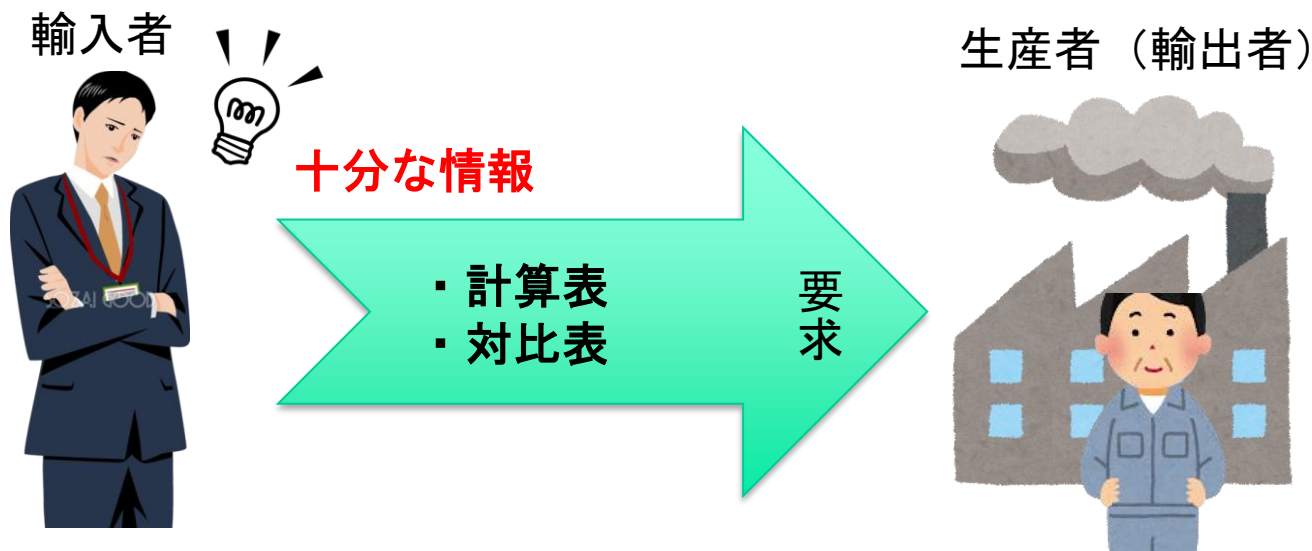
輸入者

十分な情報



付加価値基準の根拠となる計算表の提出が必要になる？

インドのFTAの多くは関税分類変更基準（CTC）と付加価値基準（VA）の両方が必要です。輸入者に求められる原産品であることを証明する書類や情報について今回の改正案に具体的な書類名などがいないため、原産品であることを証明する書類や情報として輸入者から輸出者（生産者）に対比表と計算表を求められる可能性があります。

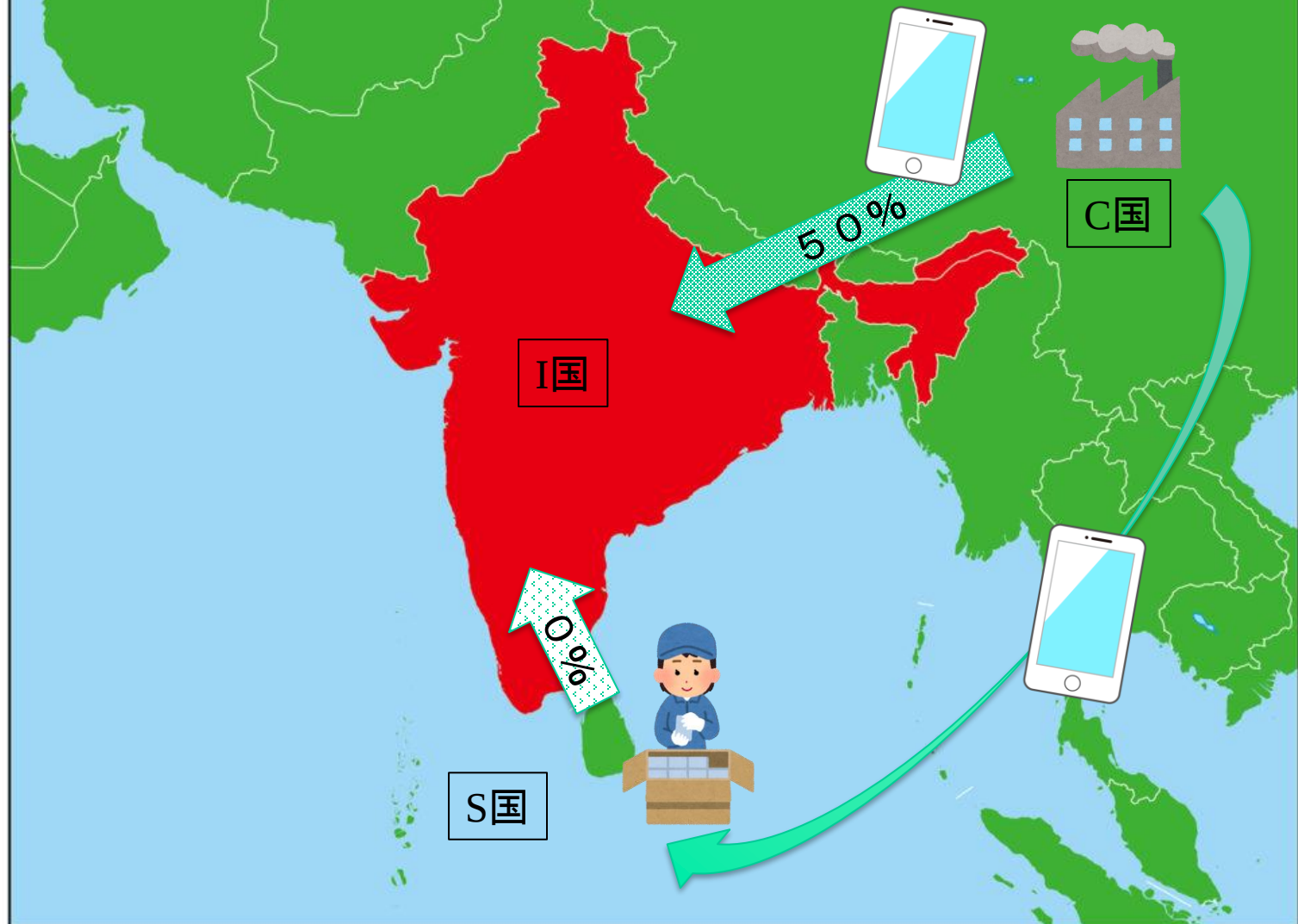


原産地証明書は？

日本インド包括的経済連携協定（日インドCEPA）には、
”EPAにおける貿易において、日本から輸出される産品が、EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明すると、相手国税関でEPA税率（通常の関税率よりも低い関税率）の適用を受けることができます。”
となっているので、原産地証明書だけじゃダメなのでしょうか。

検証厳格化の背景

例えば、C国で製造した電子製品をS国で梱包すれば
S国が原産地となり関税は0%となる・・・はずはないが



この事例はフィクションであり実際の取引を示しているわけではありません。

S国の原産地証明書を偽造すれば・・・

S国が条件を満たさないのに原産地証明を発行したら・・・



S国製で～す♪

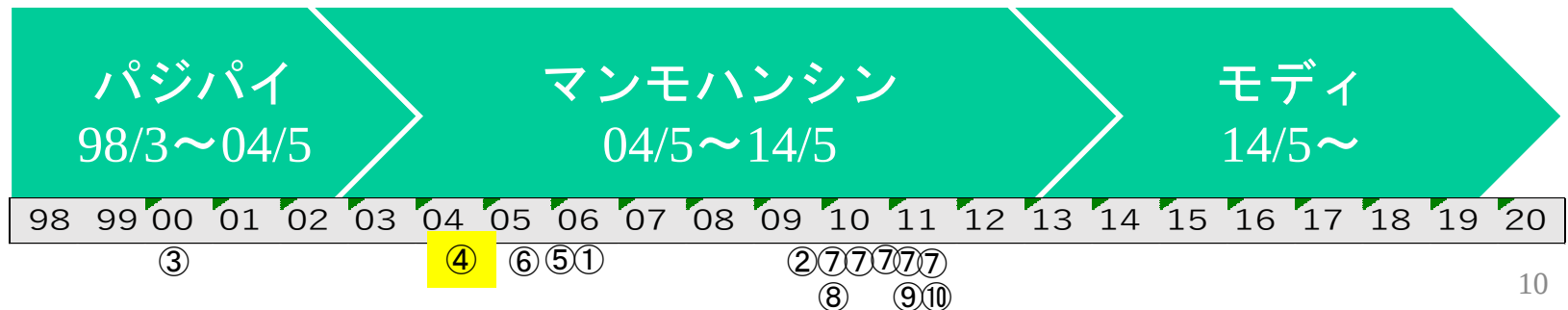
F T A の不正利用

本当にS国原産品なのか？

原産地証明書の信憑性に疑問が出てきた→検証厳格化

インドのF T Aの歴史とマンモハンシン政権

	主な協定・加盟国	締結日	発効日
①	インド-ブータン貿易協定	1972/1	2006/7
②	インド-ネパール貿易協定	1991/12	2009/10
③	インド-スリランカFTA	1998/12	2000/3
④	インド-タイFTA	2003/10	2004/9
⑤	南アジア自由貿易地域 SAFTA	2004/1	2006/1
⑥	インド-シンガポール包括的経済協力協定	2005/6	2005/8
⑦	インド-アセアン貿易協定	2009/8 2003/10 包括的経済協力 枠組み協定締結	2010/1 マレーシア・シンガポール・タイ 2010/6 ベトナム 2010/9 ミャンマー 2010/10 インドネシア 2010/11 ブルネイ 2011/1 ラオス 2011/6 フィリピン 2011/8 カンボジア
⑧	インド-韓国包括的経済連携協定	2009/8	2010/1
⑨	インド-マレーシア包括的経済協力協定	2011/2	2011/7
⑩	日印包括的経済連携協定	2011/2	2011/8



インド・タイFTA

タイ、タクシン首相の呼びかけ

2001年11月：タイのタクシン首相がインドを訪問。
インドのパジパイ首相にインドとタイの間でのFTAを持ちかけ、合同作業部会を設立してF／Sをすることで合意した。
両国はFTAに関する枠組み協定のための共同交渉団設立と共に、アーリーハーベスト制度を規定するための専門家グループを設立した。

2003年10月：パジパイ首相が第9回ASEAN首脳会議でインドネシアを訪問した後にタイを訪問し、「自由貿易地域設立に関する枠組み協定」に署名。
2010年までの関税撤廃を目標に貿易交渉を2004年1月に開始し、2005年3月までに終了する。
また、2004年3月から84品目についてアーリーハーベスト制度を適用する。対象は、穀物、果物、水産加工品の農水産品から化学品、家電製品、自動車部品などの工業製品まで多種多様。

抵抗するインド

すでにアーリーハーベストから両国の原産地規則に関する意見の食い違いで紛糾した。

インド側は特に中・豪の産品がF T Aを利用してタイで経由で流入することを警戒して、HSコード4桁の関税番号変更と現地調達率40%以上という二つの基準を同時に満たす “AND” を原産地規則として要求した。それに対して天然資源が乏しく原料を他国に頼っているタイ側はHSコード6桁の関税番号変更か現地調達率40%以上かのどちらかを満たせば原産地と認める “OR” を提案した。

最終的には、化学品を除外してその他は品目ごとに異なる原産地規則を定めることで合意した。

政権交代（パジパイ首相→シン首相）

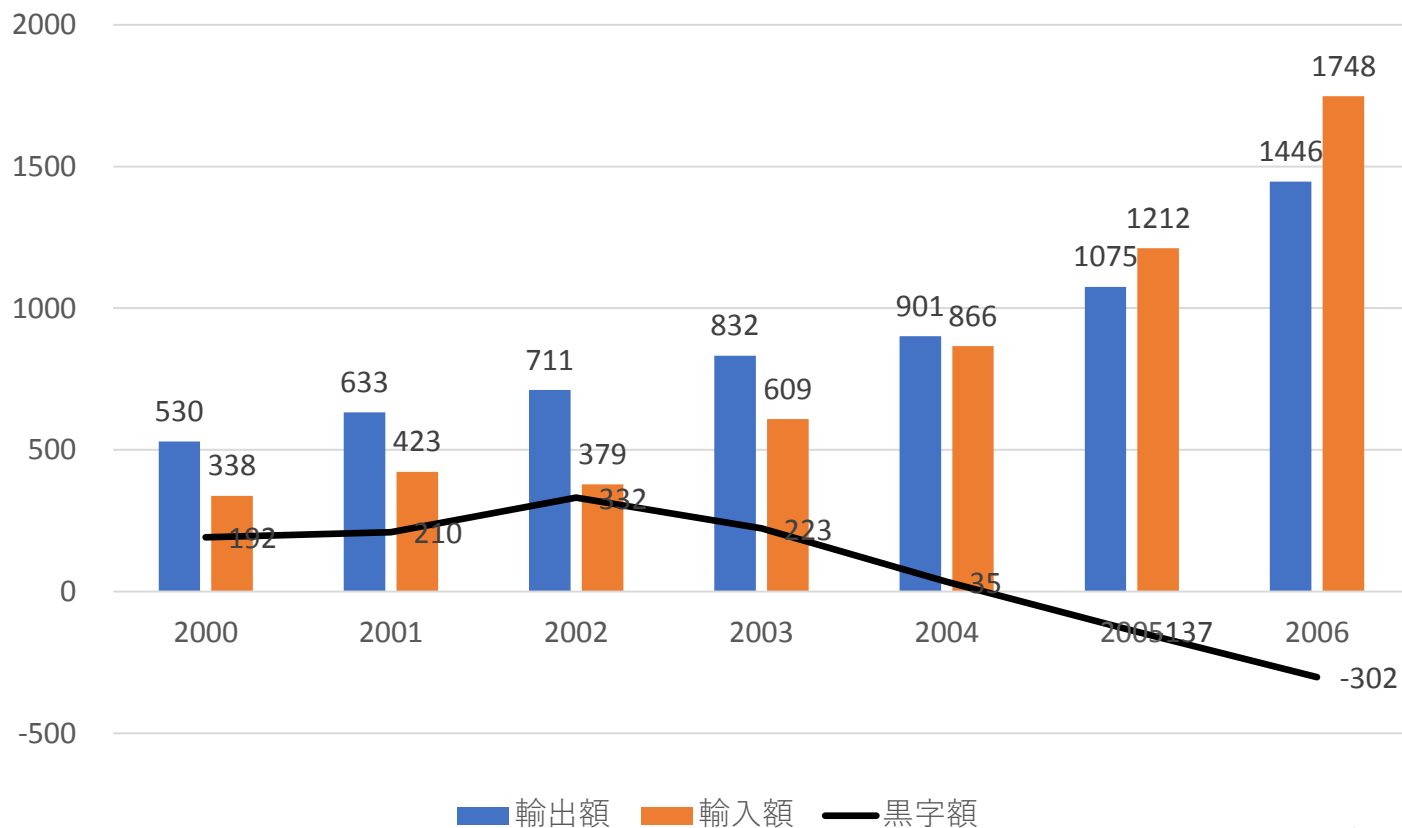
2004年5月にインド人民党のパジパイ首相からインド国民会議のシン首相に政権交代が行われた。政権交代によるタイとのFTAの行方が注目されたが、シン首相は2004年9月からのアーリーハーベストについてはそのまま実施された。これは一部の自動車部品などが含まれ両国の貿易総額の1割近くを占めていた。

これらの品目は関税率を2004年9月で半分、2005年9月には4分の1に引き下げて2006年9月撤廃するとした。

2004年インド・タイFTA開始

インド・タイFTAの結果

インドの対タイ貿易収支(2000～2006) (100万\$)

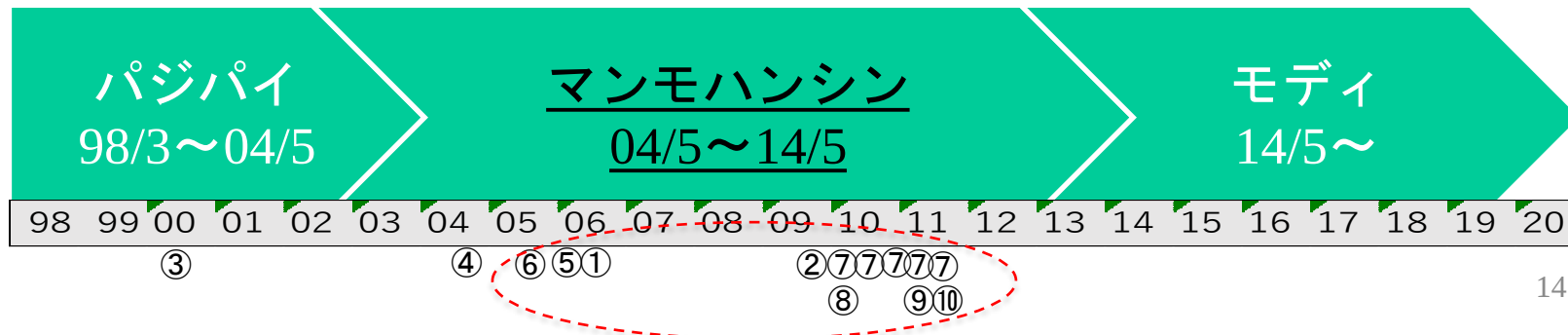


インド商工省データ

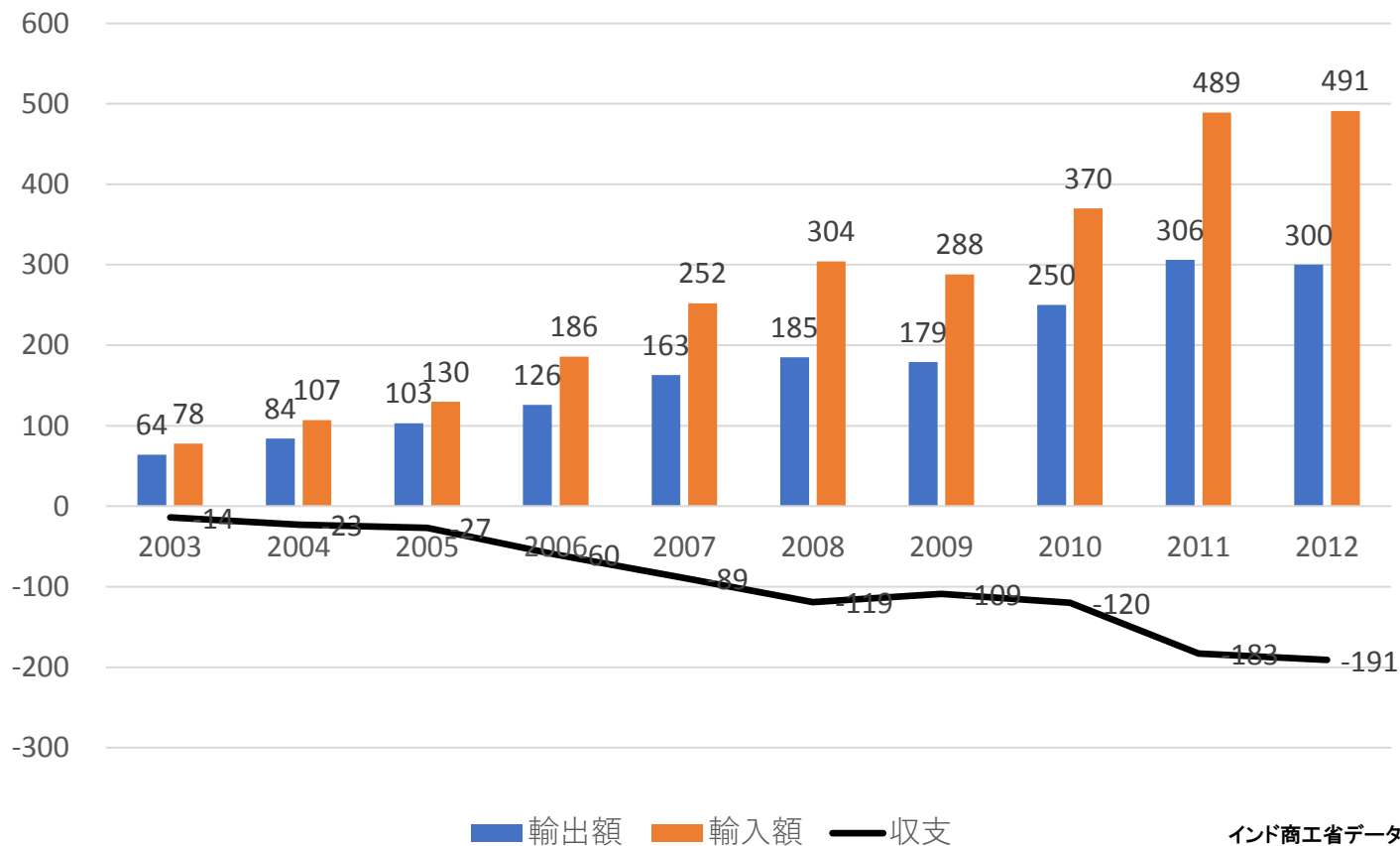
対タイ貿易収支は一気に逆転

インドのF T Aの歴史（再掲）

	主な協定・加盟国	締結日	発効日
①	インド-ブータン貿易協定	1972/1	2006/7
②	インド-ネパール貿易協定	1991/12	2009/10
③	インド-スリランカFTA	1998/12	2000/3
④	インド-タイFTA	2003/10	2004/9
⑤	南アジア自由貿易地域 SAFTA	2004/1	2006/1
⑥	インド-シンガポール包括的経済協力協定	2005/6	2005/8
⑦	インド-アセアン貿易協定	2009/8 2003/10 包括的経済協力 枠組み協定締結	2010/1 マレーシア・シンガポール・タイ 2010/6 ベトナム 2010/9 ミャンマー 2010/10 インドネシア 2010/11 ブルネイ 2011/1 ラオス 2011/6 フィリピン 2011/8 カンボジア
⑧	インド-韓国包括的経済連携協定	2009/8	2010/1
⑨	インド-マレーシア包括的経済協力協定	2011/2	2011/7
⑩	日印包括的経済連携協定	2011/2	2011/8



インドの貿易収支(2003～2012) (10億\$)



貿易赤字が加速→政権交代へ

モディ首相の政策

モディ政権の誕生

2014年5月、経済の低迷を挽回できない現政権の国民会議派は敗れ、政権は再びインド人民党に戻り、モディ首相が誕生した。

モディ首相は

- Make in India
- Digital India
- Clean India

などの政策を掲げ改革を進めてきた。

2016年の紙幣偽造とブラックマネーの根絶を狙った**高額紙幣の廃止**、数千万か所のトイレの設置などが話題になった。（Clean India）

その為に首相の権限を強化することで、意思決定のスピードアップが図られているのが注目すべき点である。

高額紙幣切り替え

インドの紙幣において、1000ルピー紙幣がもっとも高額な紙幣であり、500ルピー紙幣がこれに次ぐ。政府は2016年11月8日に、この二種類の紙幣について法定の強制通用力を失わせ、これにかわって強制通用力をもつ新たなRBI発行の銀行券として、新しい500ルピー紙幣(数週間以内に発行流通)と2000ルピー紙幣(11月10日以降に発行流通)を供給すると発表した。発表から旧紙幣の廃貨までわずか4時間という突然の措置である。その狙いは、汚職・腐敗及び脱税などの疑われるブラックマネー、テロ活動のための高額紙幣使用、偽札、を抑止することにあると政府側は説明した。

インドでは「ブラックマネー」といわれる通貨が流通し、汚職や所得隠しなどの問題の温床となっていた。

また、インドでは国民の半数が銀行口座を持っていない。銀行の入口に門番がいて中に入れない階級もある。そのため現金だと社会給付の過程で中間搾取される問題がある。

このため、国民全員に銀行口座を開かせて、社会給付を直接振込むことを進めてきた。

JETROホームページより引用

モディ首相とMake in India

Make in India・・・https://www.indembassy-tokyo.gov.in/Make_In_India/Main_Brochure.pdf（日本語版）

モディ政権の政策の柱のひとつMake in Indiaは、国内外からの投資を促進し、インドに経済成長と雇用創出を目指すことにより、貿易赤字の解消も狙っている。

製造業においては25分野が特別重点分野として指定されている。

- ・インフラの整備
- ・法人税の引下げ
- ・GSTの採用などの税制の簡略化
- ・投資に関する手続きの簡略化

など、外国企業の投資を優遇する施策も取られている。

輸出産業の基盤が整ってからFTA

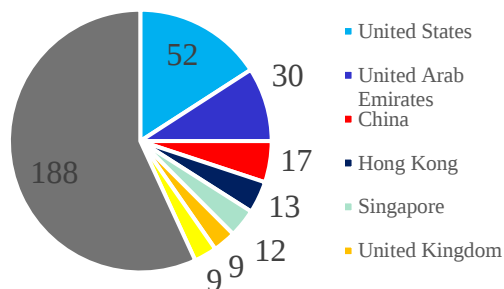
インド国内での製造業の発展を考えると、F T Aによる海外からの製品の流入は阻止したいところ。

モディ首相はF T Aをひとつも締結していない。

インドの貿易

Global Trade : India 2018 (10億 \$)

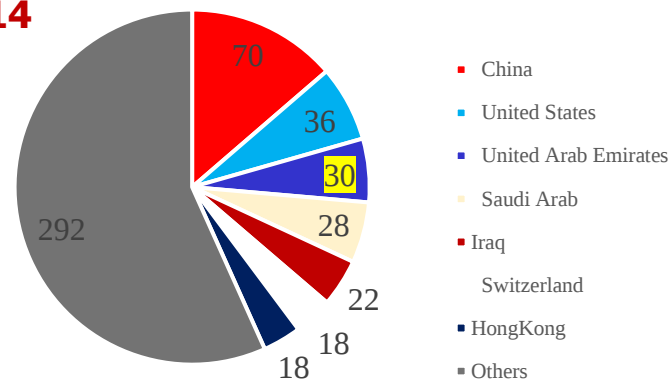
Export:330



	Commodity	(billion \$)	%age
1.	United States	52.4	15.9%
2.	United Arab Emirates	30.1	9.1%
3.	China	16.8	5.1%
4.	Hong Kong	13.0	3.9%
5.	Singapore	11.6	3.5%
6.	United Kingdom	9.3	2.8%
7.	Bangladesh	9.2	2.8%
	Others	187.7	56.9%
	(ASEAN)	(37.5)	(11.3%)
	Total	330.1	100%

JAPAN 4.9

Import:514



	Commodity	(billion \$)	%age
1.	China	70.3	13.7%
2.	United States	35.5	6.9%
3.	United Arab Emirates	29.8	5.8%
4.	Saudi Arab	28.5	5.5%
5.	Iraq	22.4	4.4%
6.	Switzerland	18.1	3.5%
7.	Hong Kong	18.0	3.5%
	Others	291.5	56.8%
	(ASEAN)	(59.3)	(11.5%)
	Total	514.1	100%

JAPAN 12.8

インド商工省データ

品目別輸入額

1位：原油・石油製品

サウジアラビア・イラク・UAE

2位：電子機器

中国・香港・シンガポール

品目別輸出額

1位：石油製品

インドは国土は大きいものの原油の産出はなく海外より原油を輸入してインド国内で精製して石油製品として輸出している。これが品目別輸出額で1位。

最大の輸出国はシンガポールで2位がUAEです。

2位：宝石・宝飾品

ダイヤモンド・宝石などはインドでも原石が産出され、金製品は金をスイスから輸入して加工しています。輸出額1位が香港、次いでアメリカ、UAEとなります。

3位：機械・器具、4位：輸送機器

3・4位とも最大の輸出先はアメリカ（宝石、医薬品・・・）

工業製品をMake in Indiaして貿易収支改善

話では聞くけど本当なの？



毎日カレーなの？（日本人の味噌汁みたいなものなので・・・）

しょっぱい
野菜入り
ヨーグルト

カレー

カレー

カレー

カレー

カレー

酢鶏？

揚げチャパティ

チョコ
ケーキ

やきそば

カレー味の野菜炒め

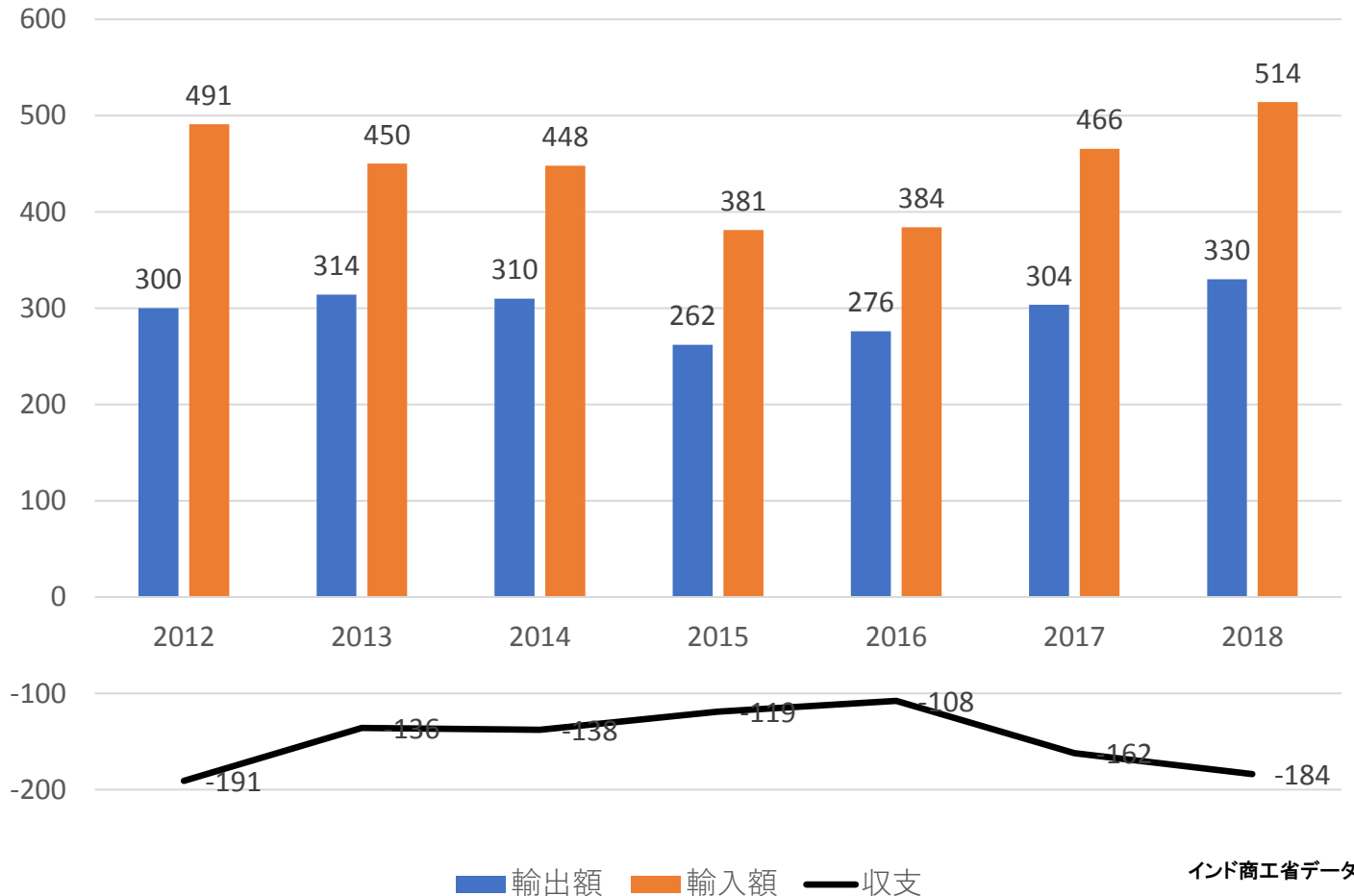
チャパティ



週末(土曜日)豪華版

閑話休題

インドの貿易収支(2012～2018) (10億\$)



近年原油価格の高騰で赤字が増加したが、それまではなんとか赤字増を抑えてきていた

RCEPの現状と見通し

2019年1月資料より

モディ政権における関税

Make in Indiaの考えのもとでは、関税の引下げはインド国内の製造業に打撃を与えるものと考えられ、自動車部品・電子製品をはじめとする50品目については関税の引上げを行った。

一方、外資の投入については、一部業種に外資出資比率規制や投資規制の緩和や撤廃など規制緩和が進められている。

FTAへの警戒心

インドのFTAの歴史でこれまで輸出増につながったことがほとんどない。特に2004年のタイとのアーリーハーベストでの83品目の関税撤廃で、それまで黒字だった貿易収支が赤字に転落している。

さらに貿易赤字が年々増加して累積赤字が600億ドルに及ぶ中国とのFTAはインド経済に大きな影響が及ぶと考えられている。

RCEPのメリット

RCEPは2013年交渉開始から5年以上になり、2018年末に合意とみられていたがインドの反対で妥結せず。

2016年のインドの貿易額のデータから見ると、RCEP参加国への輸出額は約170億\$超に対し、輸入額は約850億\$超である。

したがって、まともにやってはまた赤字額が増えるだけなので、物品としてはあまり影響のないものを、IT技術者など人の移動は積極的に進めたいと考えている。

今後の見通し

このまま合意に応じないと各国も他の協定を活用もしくは新たに締結することに力を入れるようになり、インドは世界に置いていかれることとなる。

しかしながら2019年前半には選挙がある為、モディ首相としても選挙前にインドに不利な条件でRCEPに合意することはない。

そう考えると2019年後半にインドはできるだけの条件を引出し、渋々合意するのではないかと考えられます。

→ 離脱してしまいました。

インドのFTAは諸刃の剣

貿易外収支

貿易収支は約1800億ドルの赤字であるが、ソフトウェア等のサービス収支、海外のインド人（NRI）からの送金などの移転収支は、それぞれ約800億ドル、約700億ドルの黒字という面を考えるとFTAのメリットは少なくはない。

しかし、すでに膨大な貿易赤字を抱える対中国を考えるとRCEPを離脱するという判断は正かたのではないでしようか。

今後は中国以外との2国間の交渉でIT分野などの得意分野での輸出額の増加を狙う一方、出遅れたMake in Indiaを促進する為に輸入関税の引上げなど自国の産業の保護の方向はしばらくは変わらないでしよう。

このような状況の中、すでに使われているFTAについてもチェックを厳しくして、貿易収支の改善を図ってくると思われます。

自国産業保護→原産地証明の検証厳格化

検証厳格化の課題と対応策

税関からの依頼はなく輸入者の考えで対比表・計算表を出すように言われた場合は、税関から具体的な要求は何ですか？と輸入者に聞いてください。

税関は日本原産であることの証明が欲しいと漠然と言っているならば、生産地の住所を教えておくといいでしょう。

（Google Mapの衛星写真で見ればオフィスか倉庫か工場かはわかるし、疑うなら現地に行って確認してもらえばいいでしょう。）

もし、税関から対比表・計算表を要求してきたら、税関から輸入者への照会は特段禁止されている者ではないので、「ちょっと教えて」と言われるのは仕方がないので、輸入者は理由もなく出せないとは言えません。

しかし、その内容が輸出側として輸入者に提供できない情報がある場合は、輸入者にこの情報は提供できないと意思表示をしてください。このことで輸入通関時に是否の判断ができない場合には、**通関後に検認手続**によって照会を行って欲しいと伝えてください。

生産者（輸出者）



輸入者



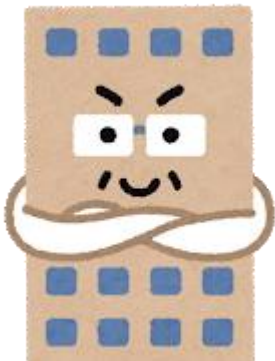
対比表・計算表の要求

原産地証明書

通関

さらなる
情報の提出

日本商工会議所
(JCCI)



インド税関



生産者（輸出者）



輸出側として輸入者に提供できない情報があることで輸入通関時に是否の判断ができない場合には、**通関後に**検認手続による照会を行う。

一旦一般関税との差額を支払って荷物を受け取り、直ちに異議申し立てを行う



輸入者

早く
通関して

原産地基準を満たしていないと信じるに値する理由がある場合、税関の職員は輸入者に対して**さらなる情報の提出を求める**ことができる。

輸入者が必要な情報をなんらかの理由で提供できない場合、職員はさらなる**検証**を行ったり、検証を保留し、**一時的に特惠税率の適用を停止**したりすることができる。

特惠税率の適用が停止となった場合、税関職員は輸入者からの要望に基づき、一般税率と特惠税率の**差額を担保に物品を引き渡す**。また、税関職員は保証金として**差額の納入を命ずる**ことができる。

インド税関



トラブル時の窓口

税関から輸入者に出せない資料を出すように言われたら

「その資料は輸入者には出せません、**通関後に検認にて照会**してください」と回答して、それでもデータの提出を要求され、出さないと通関させないと言ってきた場合は、経産省から交渉して問題解決をしてもらうことになりますが、解決までに時間がかかるので、一旦一般関税を払って荷物を受け取らざるを得ないでしょう。

輸入者に出せない資料を検認ではなく通関前に出すように言われたら、下記窓口にご相談してください。

窓口は（今は新型コロナウイルス対応で大変なのでなるべくメールにしてください）

・ JETRO海外調査部大洋州課 古屋様

Mail : ORF@jetro.go.jp TEL : 03-3582-5179

・ 経産省原産地証明室 菊池様 gensanti-syoumei@meti.go.jp

をお願いします。

（どんどん相談して状況を理解してもらいましょう）

実際にインド税関のチェックが入るのか

ロックダウンをしても一向に感染者が減る気配がない中で、経済をいつまでも停滞させておくわけにはいかないので少しずつ規制が緩和されてきています。貿易が再開され税関の仕事が始まると税関は原産地証明の検証厳格化をしてくるでしょう。

まずはインドにとって一番の入超国の中国がメインのターゲットでしょう。インドの主な輸入国（金額ベース）は、中国・米国・UAE・サウジアラビア・スイスの順で日本は14位です。（2018年）

日本は14位だからずいぶん後回しだなと思われそうですが、インド税関としても中国ばかりを目の敵にしていると言われたいよう他国にもチェックを入れなくてはいいませんが、米国とはFTAがなくアラブ諸国の原油やスイスの金などは明らかに自国の原産品ですから原産地にケチをつけようがないので、日本も対象になる可能性は決して低くありません。

今回の法改正をネタにダメもとで輸出者に出さないと通関できないと原価情報を聞いてくる輸入者がいるかもしれません。

慌てて情報を出してしまわないよう関係部署には対応策を周知してください。

<ちょっと宣伝>

ちなみに実は対比表・計算表が管理できていなくて検認が心配という方は

こちらまで→F-Box <http://www.iinetwork.jp/category/F-Box.html>

お問い合わせは kaizaki164@gmail.com まで

ご清聴ありがとうございました

マンモハンシン前首相



パンジャブ大学卒
ケンブリッジ大学、オックスフォード大学留学
パンジャブ大学とデリー大学で経済学の教鞭を取る
UNCTAD（国際連合貿易開発会議）に勤務
外国貿易省と大蔵省で経済顧問
大蔵省の事務次官
インド準備銀行総裁

2004年のインド総選挙でインド国民会議派がインド人民党を破って第一党となったのに伴って、マンモハンシンが首相に就任する。当時はインド独立以来初めてのヒンドゥー教徒以外の首相と話題になった。

偶像崇拝を禁止し、カースト制度を全否定し、他宗教を尊重し、一生懸命働くのが教義というシク教徒のマンモハンシンは、自身も清廉潔白で質素な生活を送り人格者として好意的に受け止められ、支持率も高かった。

2009年の総選挙においても国民会議派中心の政党連合が勝利し、2014年までの第二次政権をスタートさせた。

ほとんどのインド人はターバン巻いている？



月光仮面



マンモハンシン前首相



タイガージェットシン

ターバンを巻いているのは
全人口のたった1.7%だけ。
みんなシンさん…

ナレンドラモディ首相



インド西部の北グジャラート（現在のグジャラート州）生まれ。
紅茶売りの子

「その他後進諸階級」（OBC）の生まれ→カースト制度

グジャラート大学卒（修士）

1987年、グジャラート州議会議員

2001年～2014年 グジャラート州首相（3度再選）

インフラ整備や外資の受け入れなどにより、同州の経済成長を実現した。

清廉潔白であることも知られている

英語は流暢に話せるが外国との公式な会談ではあえてヒンディー語を使い通訳を介して話す。

清廉潔白であるとともに規則正しく、ヨガは毎日欠かさず、時間には厳しく期限を守る。朝5時から夜の12時まで働くと言われている。

モディ首相はソーシャルメディアを上手に使いこなしていて、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムも1千万単位のフォロワーがいて、「ナレンドラモディ」アプリもある。

それらの情報を使い、ほとんど演説は原稿を使わず自分の言葉で話している。

日本とモディ首相

日本とグジャラート州は産業・投資について協力をしており、モディ首相とはグジャラート州首相時代から仲良し。

2007年4月に訪日し、当時首相であった安倍晋三らと会談。（同8月、安倍首相インド訪問）

安倍⇔モディ体制が続いているうちは日本からインドへの認可申請などは通りやすいと言われている。

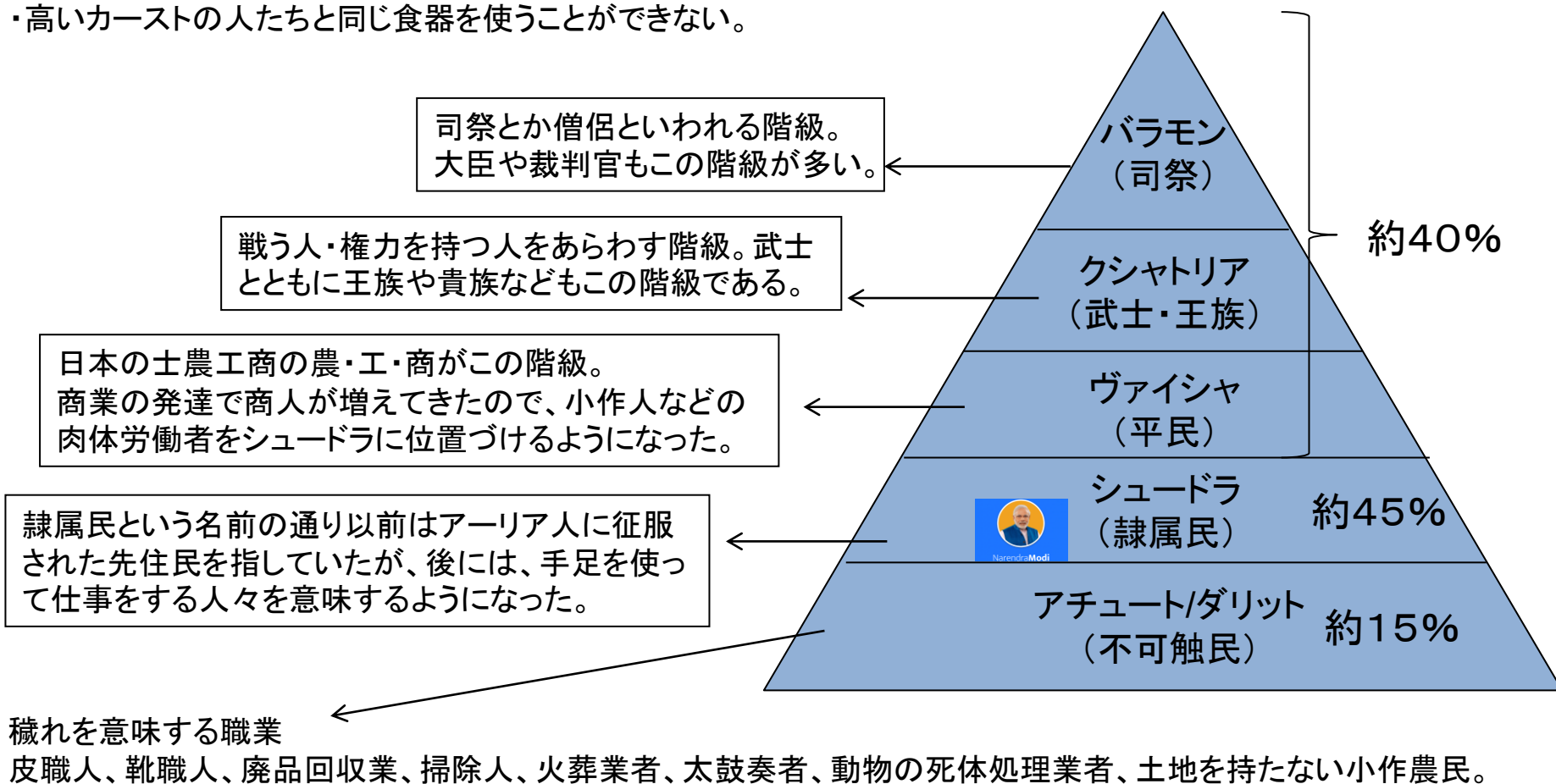
また、鈴木修会長とも仲良し。

2015年にはグジャラート州にスズキの工場を建設。

インドのカースト制度・・・法律上は廃止

---→本来血統という起源で、姓と職業の身分制度を、イギリス植民地支配の中で差別的に利用されていった。

- ・子供は親の職業と違う職業に就けない。
- ・異なるカースト間では結婚できないなど。
- ・低いカーストに対し罪を犯してもほとんど処罰されない。
- ・高いカーストの人たちと同じ食器を使うことができない。



- 死や汚物を扱う伝統的な職業に就く。
- 文盲、貧困、土地を所有しない割合が高い。
- 清浄と穢れ(けがれ)という概念に基づく偏見